随意契約理由書

件名	豊中市立大池コミュニティプラザ受付・案内業務委託
契約の相手方	豊中市立大池コミュニティプラザ管理運営員会
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	コミュニティプラザは、地域住民の学習・交流その他地域活動を行う場を提供し、生涯学習の推進を図ることを目的として設置されました。 大池地域諸団体の活動を熟知し、大池小学校との連携事業もある団体で構成する管理運営委員会に委託することにより、施設の適切な管理が期待できます。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行います。
備考	